

立命館アジア太平洋大学地区地区計画

1. 地区計画の方針

	名 称	立命館アジア太平洋大学地区地区計画
	位 置	別府市大字内竈字扇山
	面 積	約 44.8 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、別府市の北東部、十文字原高原の東方の丘陵地にあり、自然景観を主体とする原野が広がりを見せている地域である。</p> <p>今回大学を設置するにあたって、本地区に地区計画を策定することにより、良好な教育・研究環境の確保をし、周辺の環境と調和のとれた施設の整備を図る。</p>
	土地利用の方針	<p>本地区は、大学施設区域であり、キャンパス機能と周辺風致との調和を図るため緑地空間を確保し、樹木等の植栽を配し潤いとゆとりを持たすよう整備を図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>緑地は、周辺風致との調和がとれるよう保全を図る。</p>
	建築物等の整備方針	<p>建築物の用途、形態、意匠について制限を定め、大学施設として良好な環境を形成するとともに、周辺の環境と調和した施設の整備を図る。</p>

2. 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区施設の配置及び規模	緑地 約 1.3 ha			
		地区の区分	区分の名称	A地区	B地区	C地区
			区分の面積	約 1.6 ha	約 35.9 ha	約 7.3 ha
		建築物の用途の制限	次に各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. 大学施設 2. 前号に掲げる建築物に付属する建築物			
		建築物等の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	3/10			
		建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合の最高限度	6/10			
		建築物の壁面の位置の制限	1. 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の最低限度は5.0mとする。 2. 守衛所、自転車置場その他これらに類するもので地上階数が1のもの及び玄関ポーチその他これに類する建築物の部分については壁面の位置にかかわらず建築することができる。			
		建築物の高さの最高限度	A地区	B地区	C地区	
	建築物の最高の高さは、地盤面より22.5mを超えないものとする。	建築物の最高の高さは、地盤面より15mを超えないものとする。但し、ホール、体育館等で機能上やむを得ないもので風致の維持に有効な措置が行われることが確実なものはこの限りでない。	建築物の最高の高さは、地盤面より15mを超えないものとする。			

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の形態又は意匠の制限	<p>建築物の屋根は勾配屋根とする。但し、屋上緑化等の措置を施し、建築物の機能上やむを得ない場合はこの限りでない。</p> <p>建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色彩は、周辺風致と調和した落ち着いたものとする。</p>
		かき又はさくの構造の制限	<p>道路及び隣地境界に面するかき又はさくは、生垣、フェンス等に類するものとし、コンクリートブロック造、レンガ造及びコンクリート造等とする場合は、その高さを地上高 0.5m 以下とする。</p> <p>但し、門及び門の袖についてはこの限りでない。</p>
	土地利用の制限に関する事項	樹林地、草地等の保全に関する制限	<ol style="list-style-type: none"> 1. 良好な自然環境を確保するため、残置森林、樹林地及び草地等を保全する。 2. 樹林地、草地等の保全区域内には、建築物その他の工作物を建築、築造又は設置してはならない。 <p>但し、防災上又は公益上やむを得ない場合はこの限りでない。</p>